

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1.2 麻痺・拘縮の有無」について★★

令和3年度 第3号でも「麻痺・拘縮の有無」について記載しましたが、桐生市として解釈を統一させていただきたいため、新たに下記のような表を作成しました。ご確認ください。

			自動による挙上可動域		
			5割未満	5割～ 9割未満	9割以上
麻痺と拘縮 における 選択の目安	他 動 に よ る 挙 上 可 動 域	5割未満	拘縮あり 麻痺あり	—	—
		5割～ 9割未満	拘縮あり 麻痺あり	拘縮あり 麻痺あり or なし ※1	—
		9割以上	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺あり	拘縮なし 麻痺なし

※1 自動と他動が同じ角度の場合「麻痺なし」、差がある場合は「麻痺あり」になります。

注意）この表は、あくまで桐生市における認定調査の選択目安であり、基準そのものではありません。

自動で9割以上
挙上した状態



認定調査員テキストには麻痺の有無に関して「関節に著しい可動域制限があり、関節の運動ができないために目的とする確認動作が行えない場合も含む」とあります。**関節の著しい可動域制限(拘縮)＝基準の5割未満しか可動域がない場合**とし、5割未満の場合は麻痺も「あり」としてください。

【例題】 座位にて動作を確認。両上肢は既定の動作を行えたが、両下肢は自動・他動ともに既定の高さの4割程度の挙上が限界であった。

【解説】 膝関節に著しい可動制限があるケース。この場合、拘縮は「膝」を選択し、麻痺は「右下肢」「左下肢」を選択する。

【介護認定の状況】（R4.2.3時点）

12月申請 606件のうち審査会の予定が決まっていない数 10件

1月申請 644件のうち審査会の予定が決まっていない数 303件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）